

令和 7 年度被災事業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 7 年台風第15号による被害を受け、事業継続が困難となった事業者が行う復旧を支援することで、地域産業及び雇用を守ることを目的に、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第 1 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 市内において事業所を有する個人及び法人その他の団体であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 市税(第 4 条の規定に基づく交付申請時に納期限が到来しているものに限る。)を完納していること。

イ 焼津市安全安心なまちづくり条例（平成24年焼津市条例第13号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団の関係者に該当しないものであること。

ウ 当該個人及び法人その他の団体が営む事業の執行に関連し、法令に違反する行為があったことその他市長がこの要綱に基づく補助対象者として適切でないと認めるものでないこと。

(2) 復旧 令和 7 年台風第15号により被災した事業拠点又は機械設備等の機能が、台風による被害を受ける直前と同程度の状態まで回復すること。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 令和 7 年台風第15号による損害額が1,000万円以上の事業者が復旧を行う事業

(2) 令和 7 年台風第15号により被災した事業者が復旧を行う事業であって、修繕額が1,000万円以上のもの

2 補助対象経費は、被災した事業所の資材等を撤去するための経費及び被災した事業所の再建又は修繕に要する経費のうち、別表に掲げるものとし、クレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

3 補助額は、前項に規定する補助対象経費の10分の 1 以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000,000円を限度とする。

4 この要綱による補助金の交付は、同一の事業者に対し、1 回を限度とする。

- 5 同一の補助対象経費については、他の補助金等との併用はできない。ただし、被災中小企業再建支援事業費補助金交付要綱（静岡県告示第29号）により交付された補助金を除く。
- 6 補助対象事業であっても、補助金の交付決定の前に着手したものについては、補助の対象としない。ただし、補助の対象とすべき理由があると市長が認めた場合は、その限りでない。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、被災事業者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 復旧計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 被災当時の状況がわかる写真（複数枚）
- (5) 保険会社が算定した損害額がわかる書類又は修繕や撤去を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書等の書類（どちらか金額の安い方）
- (6) 罹災証明書又は被災証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは被災事業者支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、交付しないと決定したときは被災事業者支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付決定に際し、次のとおり条件を付すものとする。

- (1) 事業完了までに事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定すること。
- (2) 事業内容の変更を行う場合において、次に該当するときは、市長の承認を受けること。

ア 補助対象経費の20パーセントを超える増減

イ 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿、契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従属物を含む。）を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、処

分し、又は担保の用に供す場合は、あらかじめ市長と協議すること。

(6) 復旧後も災害以前と同程度の規模で事業を継続すること。

(7) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請事項の変更)

第6条 補助事業者は、補助金の交付申請事項を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに被災事業者支援事業補助金変更（中止・廃止）等承認申請書（第7号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を被災事業者支援事業補助金変更（中止・廃止）等承認通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(報告及び検査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の施行について報告を求め、又は市長の命じた職員をして事業の状況及び書類、帳簿その他必要な物件を実地検査させることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに、被災事業者支援事業補助金実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第3号様式）

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) 補助対象事業の実施過程が確認できる資料（書類、写真等）

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、被災事業者支援事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、被災事業者支援事業補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

- (2) 第5条第3項に規定する補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) その他市長がこの要綱に基づく補助対象者として適切でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金に適用する。

別表

補助対象経費	内容
被災した事業所の資材等の撤去に係る経費	(1) 被災事業所の建物及び付属施設に伴う既存設備の解体、処分又は廃棄に係る経費 (2) 施設又は設備の修繕又は入替の際にやむを得ず必要となる清掃に係る経費（清掃のみで復旧が完了する場合を除く。）
被災した事業所の再建又は修繕に係る経費	(1) 建物の再建又は修繕に要する経費 (2) 設備の修繕に要する経費 (3) 機械若しくは装置の修繕に要する経費又は台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有するものとして市長が認める機械設備等の購入に要する経費

備考 令和7年台風第15号の被災により受け取る保険金又は共済金がある場合には、その額を経費から差し引いた額を補助対象経費とする。